

農山漁村地域整備計画 事前評価調書

(第6回変更)

評価日(平成26年3月19日)

計画の名称	農業生産基盤と農村環境の一体的整備による「あきた」の元気な農村づくり			
計画策定主体	秋田県	対象市町村	鹿角市、小坂町、北秋田市、大館市、上小阿仁村、能代市、三種町、八峰町、藤里町、秋田市、湯上市、男鹿市、井川町、大湯村、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町	
計画の期間	平成22年度～平成26年度(5年間)			
計画の目標	生産性の高い農地の整備、安定的な農業用水の確保、安全で快適な地域環境の整備等を一体的に実施することにより、生産基盤及び農村環境の向上を図り、秋田県の農業・農村の持続的発展を目指します。			
評価指標	① ほ場整備事業を契機とした新たな農業生産法人を23法人設立させるとともに、40地区で法人育成に資する取組を進める。			
	② 農業水利施設の補修・更新により、31,367haの受益面積における用水の安定供給を図るとともに、6地区で保全計画を策定する。			
	③ 災害に備えた改修により、想定被害面積を3,609ha低減させる。			
	④ 豊かな水辺環境を1地域で創出するとともに、再生エネルギーの導入を図るため、1地区で小水力発電の施設整備を行う。			
	⑤ 農業集落排水施設の整備・強化により、計画処理人口17,890の安定処理を図るとともに、6地区で機能診断、2地区で整備構想策定、2地区で実施設計を行う。			
	⑥ 排水整備により、汎用農地を83ha確保する。			
	⑦ 中山間地域の総合的な整備により、34集落を維持保全する。			
	⑧ 農地整備事業について、23地区でほ場整備等の実施に向けた計画策定を行う。			
	⑨ 農村地域の総合的な整備により、70集落を維持保全する。			
	⑩ 農山漁村活性化対策整備に関する事業において、ほ場整備事業の導入に向けて4地区で地形図作成、7地区で農用地等集団化事業を行うとともに、地域の活性化を図るため1地区で農道0.04kmを整備する。			
対象事業	農地整備事業(経営体育成型)	34地区	農地整備事業(実施計画型)	11地区
	水利施設整備事業(基幹水利施設保全体)	24地区	水利施設整備事業(排水対策特別型)	2地区
	水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)	1地区	水利施設整備事業(地域農業水利施設保全体)	2地区
	農地防災事業(ため池等整備事業)	8地区	農地防災事業(防災ダム事業)	1地区
	農地防災事業(特定農業用管路等特別対策事業)	1地区	農地防災事業(農業用河川工作物応急対策事業)	2地区
	農業集落排水事業	33地区	地域用水環境整備事業	3地区
	集落基盤整備事業	2地区	中山間地域総合整備事業	2地区
	農山漁村活性化対策整備に関する事業	12地区	農業農村整備実施計画策定事業	12地区
関連事業	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	27地区	農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全体))	1地区
	農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))	1地区	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	17地区
	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物応急対策事業)	7地区	農村地域防災減災事業(防災ダム事業)	1地区
	農村地域防災減災事業(特定農業用管路等特別対策事業)	2地区		

【評価内容】

評価項目	評価細目	項目別評価
(1) 目標の妥当性	①関連計画との整合性 ●A 重点施策との関連性が高い ○B 関連計画との整合性がない 平成22年度から始まった県の全体計画「ふるさと秋田元気創造プラン」の中では、農林水産業の推進について5大戦略の一つに掲げられており、それを支える基盤づくりの方向性と取組として、ほ場整備に代表される農業農村整備事業が位置付けられているおり、関連性が高い。	●A (すべてA)
	②地域課題に対する目標設定 ●A 地域課題に対する明確な目標が設定されている ○B 地域課題が不明確、又は目標が不適当 本県農業・農村では、急激な高齢化と担い手不足、集落機能の脆弱化、米偏重により進まない複合経営などの現状に対し、生産性の高い農業、農村集落の維持、将来を担う人づくりなどが課題となっている。本計画では、これらの課題に対し明確な目標を掲げている。	○B (上記以外)
(2) 整備計画の効果・効率性	①目標と評価指標の整合性 ●A 評価指標は目標との関連性が高く、計画の効果が適切に評価可能である ○B 評価指標について目標との関連性が低い、又は計画の効果が適切に評価できない 評価指標は、整備計画の目標、対象事業と整合性が図られている。また、目標数値を明確にした定量的指標としており、中間評価、事後評価が実施可能で適切な指標となっている。	●A (すべてA)
	②対象事業の妥当性 ●A すべての対象事業が目標達成のために効果的な事業である ○B 対象事業が目標達成のための事業として不適切である 本計画の対象事業は目標に対し必要な事業であり、一体的に整備することにより、効果的に目標達成を図ることが期待できる。また、全国防災事業については、東日本大震災を教訓として行う即効性のある防災・減災等のための対策であり、緊急性も高い。	○B (上記以外)
(3) 整備計画の実現可能性	①事業執行の環境 ●A 円滑な事業推進体制が整っている ○B 事業推進体制が不十分である 県、市町村、地元土地改良区、関係団体等が一丸となって円滑な事業推進を図っている。	●A (すべてA)
	②地元の熱度 ●A 対象事業は地元の理解を得たものであり、実施要望が強い ○B 対象事業について地元の理解が不十分である 対象事業地区は、事業への理解のもと合意形成が図られており、地元の気運も高く、着実な事業実施が期待されている。	○B (上記以外)
総合評価	●A 計画の妥当性が高い(すべて「A」の場合) ○B 計画の見直しが必要(1項目でも「B」の場合)	
	検証の結果、目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、整備計画の実現可能性のいずれについてもA評価であり、計画の妥当性が高いと評価される。	